

平成30年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

	頁数
《所管事項説明》	
1 鈴鹿・亀山地域における児童相談体制の強化について	1
2 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(最終案) について	3
3 各種審議会等の審議状況の報告について	19

《別冊》

- ・ (別冊1) 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(最終案)

平成30年12月12日
子ども・福祉部

1 鈴鹿・亀山地域における児童相談体制の強化について

現在、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、来年4月に県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所（仮称）を開設する方向で準備を進めています。

1 現状と課題

（1）増加する児童相談への対応

平成29年度における本県の虐待相談対応件数は、前年度から360件増の1,670件となり、データを取り始めた平成2年度以降で最多となりました。地域別では北勢地域が968件と全体の約58%を占め、うち鈴鹿・亀山地域が284件となっており、依然として多くの相談に対応している状況が続いています。また、現在の北勢児童相談所は県北部の5市5町を管轄しているため、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題も生じています。

（2）地域関係機関との連携強化

鈴鹿・亀山地域では、鈴鹿市の社会福祉法人が県からの支援を受けて、来年度に鈴鹿市内に児童家庭支援センターおよび一時保護施設の開設を計画しています。また同法人は、2020年度に亀山市内に地域小規模児童養護施設の開設も検討しています。児童相談体制の強化を図るため、これらの施設と密接に連携した体制を構築していく必要があります。

（3）「新しい社会的養育ビジョン」の理念に対応した取組の推進

改正された児童福祉法の理念の実現をめざした「新しい社会的養育ビジョン」が昨年8月に公表されたことを受け、今後「子どもの権利擁護」や「家庭養育優先原則に基づく社会的養護の充実」に向けた取組を強化していく必要があります。県児童相談センターでは、この地域での取組を円滑に推進するため、NPOと連携して、鈴鹿市、亀山市を対象に「家庭的養護プロモーション事業」を実施し、里親制度の啓発や里親のリクルートを強化しています。

2 鈴鹿児童相談所（仮称）開設にあたっての考え方

北勢児童相談所では、管内の市町の担当課や施設等と密接に連携して児童相談に対応していますが、今回、鈴鹿・亀山地域内に鈴鹿児童相談所（仮称）を新たに開設することで、新設される施設等とも密接に連携を図ることが可能になり、より機動的な相談体制の実現が見込まれます。

今後は、管内市の参画も得ながら、人材育成等ソフト面の充実を図り、「新しい社会的養育ビジョン」の理念をふまえた児童相談所となるよう整備を進めていきます。

3 施設整備の進捗状況

鈴鹿児童相談所（仮称）は、県鈴鹿庁舎1階の鈴鹿保健所の一部を改修して設置します。

整備にあたっては、これまで定期的に関係者会議を設け検討を進めてきた内容をふまえ、執務室をはじめ、相談室3室、判定室2室、個人情報に配慮したケース専用書庫など、児童相談所として必要となる施設、設備を整備することとしています。

現在、改修工事に着工しており、平成31年4月の開設に向けて、円滑な設置、運用に向けての準備を遅滞なく進めていきます。

2 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」 (最終案) について

1 計画策定の経緯

「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」については、10月に中間案を策定して、医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明しましたが、パブリックコメント等で寄せられた意見や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会での検討をふまえ、別冊1のとおり最終案をとりまとめました。

2 最終案の概要

別紙のとおり。

3 中間案のからの主な変更点

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組の変遷について

平成11年4月に「バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、平成19年に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」へ移行しながら進めてきた20年間の取組の総括などを新たに記載しました。(別冊1 P2～6)

(2) 県有施設のUDに配慮された整備を進めるための指針作成について

「県有施設の整備指針の作成にあたっては、基準を設ける必要がある」との意見を受けて、整備指針には具体的な整備基準などを設けることを記載しました。(別冊1 P31 およびP41)

(3) 計画の目標値について

計画の数値目標(総括・個別目標)について、その指標および2022年度の目標値を以下のとおり設定しました。

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

【総括目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っており、関心もある県民の割合	38.7%	50.0%

※ 現状値は、平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

【個別目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	66校/年	70校/年
2	県・市町およびUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	21回/年	25回/年

	指標	現状値	2022年度目標値
3	県・市町およびUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	32回/年	35回/年
4	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数（累計） ※すでに無効となった利用証の交付者も含む	58,476人	105,000人
5	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,270区画	4,930区画
6	ヘルプマークを知っている県民の割合	40.4%	80.0%
7	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	1,943人/年	2,300人/年
8	手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	196人	248人
9	認知症サポーターの数（累計）	162,190人	185,000人 (2020年度目標値)
10	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体の数	215団体	235団体

※ 現状値は、原則として平成29（2017）年度の数値を記載しています。

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

【総括目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	多くの人々が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	63.1%	70.0%

※ 現状値は、平成30（2018）年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

【個別目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,312km	1,399km
2	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	86.6%	98.9%
3	一日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅（32駅）のうち、段差の解消、内方線の整備、多機能トイレの設置がされている駅の数	21駅	32駅
4	県・市町が実施するUD条例等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	5回/年	5回/年
5	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	2,996施設	3,620施設
6	県立学校の多機能トイレ設置率	96.1%	100%

※ 現状値は、原則として平成29（2017）年度の数値を記載しています。

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

【総括目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	50.1%	55.0%
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	53.2%	60.0%

※ 現状値は、平成30(2018)年1月に実施した「e-モニター調査」の結果です。

【個別目標】

	指標	現状値	2022年度目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	93.3%	100%
2	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	90.0%	100%
3	県および市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置率	56.7%	100%

※現状値は、原則として平成29(2017)年度の数値を記載しています。

4 パブリックコメントの状況

(1) 意見募集期間 平成30年10月10日(水)～11月12日(月)

(2) 意見数 2名の方から15件の意見をいただきました。

(3) 主な意見に対する考え方

ア 県民の皆さん一人一人の役割について

【意見】

「県民の皆さん一人一人の役割」について、「おもいやり駐車場の不適正利用のような障がい者、高齢者等の移動の妨げとなる行為をしないこと等が求められます。」と記載しているが、肯定的な行為の推奨であるべきではないか。

【考え方】

ご意見をふまえ、「ヘルプマークを持った方を見かけたら積極的に声を掛けるなどおもいやりのある行動が求められます。」と記載を修正しました。

イ 三重とこわか国体・三重とこわか大会の位置づけについて

【意見】

「だれもが暮らしやすいまちづくり」の項目に、三重とこわか国体・三重とこわか大会での会場整備という一過性のものが書かれているが、別の項目にすべきではないか。

【考え方】

三重とわか国体・三重とわか大会には、県内外から多くの方々が訪れることから、その会場整備も含めてまちづくりであると考えています。大会の期間は限られていますが、レガシー（遺産）を未来につなげる大会ととらえており、ユニバーサルデザインのまちづくりに波及する影響も大きいことから、この項目に記載しています。

5 今後のスケジュール（予定）

平成31年2月 議案提出

3月末 次期計画の策定

第1章 計画策定の趣旨

経緯

本計画は「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2019～2022年）
 ・現行計画が平成30（2018）年度で終了するため、第4次推進計画を策定
 ・バリアフリー、UDの取組の変遷（20年の総括）

計画策定の趣旨

次のような本県をとりまく状況に対応するため策定し、多様な取組を計画的に実施するもの。
 ・障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人の増加
 ・障がい者差別の解消に向けた取組の推進
 ・ダイバーシティ社会の実現に向けた県の推進方針の策定
 ・訪日外国人観光客や在留外国人の増加
 ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催 など

第2章 これまでの取組の検証

Ⅰ 成果

Ⅱ 課題

Ⅲ これからの取組の視点

意識づくり

・学校出前講座、UDアドバイザーの養成、各種啓発活動、研修等を実施
 ・H29「ヘルプマーク」導入
 ・「三重おもいやり駐車場」利用証取得者数は、58,000人超
 ・「UDの意味を知っている県民の割合」は71.2%まで増加

・UDに関心がない人は、約61%
《原因》UDを自分自身の問題ととらえていない。UDの意味はわかっているが行動につなっていない。

「障害者差別解消法」（H28.4月施行）
 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（H30.10月施行）
 ↓
 2021年三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
 ↓
 ・県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取組、UDのまちづくりのさらなる推進を図る取組が必要

まちづくり

・歩行空間（幅が広く段差が少ない歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備
 ・交通システム（鉄道駅の段差解消等、ノンステップバスの導入など）のバリアフリー化の推進
 ・快適に利用できる公園の整備

・施設が使いやすくないと感じている人は、約37%
《原因》施設に求める水準が上がっている。県有施設や身近な施設がUDとなっていない。

「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」(H29.12月策定)
 ↓
 だれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざして
 ↓
 ・多様な主体の社会参加の推進（障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり）
 ・子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援
 ・観光地におけるバリアフリーの推進
 ・外国人観光客や在留外国人への配慮などにも注視して取り組む必要

製品・情報・サービスの提供

・UD製品の情報発信
 ・「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」「UDイベントマニュアル」の作成

・チラシ等の情報提供が配慮されていないと感じる人が約50%
《原因》ソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い。サービスを提供する側に、UDの意識が浸透していない。

第3章 第4次推進計画の取組

めざす姿

おもいやりの絆でつながる三重

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

◆おもいやりの行動へのきっかけづくり

・ヘルプマークの普及をととして

重点項目

◆県有施設や公共的施設におけるUDに配慮された整備の推進

・県有施設において、UDに配慮された整備をさらに進めるための指針（整備基準を記載）作成等をととして

施策体系1 UDの意識づくり

- 「ヘルプマーク」の普及啓発（新）、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進（新）
- 子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- すべての人々の社会参加の促進（・障がい者スポーツの充実・情報支援や介助を行うボランティアの養成・農福連携の促進（新）・多文化共生の社会づくり等） など
- ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成（新）

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 県有施設のUDに配慮された整備のための指針（整備基準を記載）作成（新）
- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保（新） など

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮された企画、会場設営、運営
- 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」のさまざまな主体への展開
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発（拡充）
- 職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- すべての人に配慮した災害時の対応 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

Ⅰ 県の推進体制
 三重県UDのまちづくり推進協議会および庁内会議等での検討

Ⅱ・Ⅲ さまざまな主体の役割と連携
 県民の皆さん一人一人、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割

Ⅳ 計画の進捗管理
 毎年度確認して公表
 Ⅴ 計画の見直し
 社会情勢の変化等をふまえ、取組内容等を適宜見直し

これまでの「成果」と「課題」およびこれからの「取組の視点」をふまえ、県民の皆さんがUDを我がごと（自分自身の問題）ととらえて「おもいやりのある行動」につながるよう取り組むことが必要

第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画中間案への意見と対応等

最終案への反映状況等

ア	計画に反映するもの
イ	既に計画に反映しているもの
ウ	今後の施策や事業の実施において参考とするもの
エ	計画に反映することが難しいもの
オ	その他

※主な意見についてはマーキングをしています。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
1	推進協議会	全体	障がい者には、外見からはわからない障がいのある方も含まれるが、計画全体を通して、身体障がい者について書かれているので、外見からはわからない障がいの方も含まれるという説明があってもよいのではないのでしょうか。	エ	従来から、障がいのある方には、さまざまな方がみえることを前提として取り組んでいるため、新たに説明などの必要はないと考えています。
2	推進協議会委員 意見	はじめに 7つの原則	7つの原則のひとつの「スペースの確保」に関して、建築基準法の最低基準寸法で建物が作られている現状を建築設計前の段階でどうするかが問題です。この理念の徹底をする方法がないのでしょうか。 整備基準適合証を発行する門を狭めるとかはどうでしょうか。	イ	これまでもユニバーサルデザインの意識啓発によりユニバーサルデザインのまちづくりを進めてきていますが、さらに取組を進めるために、次期計画では県有施設の整備指針（基準）を作成する予定であり、市町や民間施設へも効果が波及するよう取り組んでいきます。
3	推進協議会	第1章 I 経緯 1 概要	「さまざまな人々が利用しやすい」とユニバーサルデザインを説明していますが、100%は無理なので「できるだけ」を入れたほうがよいのではないのでしょうか。	ア	ユニバーサルデザインの視点の説明として記載している部分なので、P1と同様に、「最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインする」という表現に改めます。
4	推進協議会委員 意見	第1章 II 三重県の状況 図1	図1の表中の横軸は、平成31年4月に元号が変わることから、平成32年以降の表記は、西暦表記が望ましいのではないのでしょうか。	ア	ご指摘の部分は西暦表記に修正します。
5	市町照会 津市	第1章 II 三重県の状況 図1	元号の変更に伴い、図表の表記を西暦に変更することを検討してはどうでしょうか。	ア	ご指摘のとおり修正します。
6	パブリックコメント	第1章 II 三重県の状況 図2	三重県内在留外国人数は、一時的に減少したのち再び増加しておりますが、この現象への説明は避けて通れません。 疑問に思う県民に対する説明義務があると思料します。	エ	平成24年から、引用しているデータが変わっていることを記載しています。 なお、県の状況として、在留外国人が一定数いることが伝わればよいと考えています。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
7	推進協議会委員 意見	第1章 Ⅲ計画策定の趣旨	「ダイバーシティ社会」は注釈（用語解説）があったほうが良いと思います。	ア	「I 経緯2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの取組の変遷」を追記しており、そこで「ダイバーシティ社会」という言葉がありますので、注釈を追記します。
8	市町照会 津市	第1章 Ⅲ計画策定の趣旨	「ダイバーシティ社会」に注釈をつけるとより分かりやすいと思います。	ア	同上
9	パブリックコメント	第1章 Ⅲ計画策定の趣旨	「ダイバーシティ社会」という言葉があるが詳しい意味が分からない。	ア	同上
10	推進協議会委員 意見	第2章 I 取組の成果 1. UDの意識づくり	「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」から普及効果が述べられていますが、平成18年（県民意識調査）と平成30年（e-モニター調査）の調査主体が異なっています。一般的には同じ調査で成果を見られると思いますが、平成30年の県民意識調査には同じ設問がなかったということでしょうか。調査数（母数）にかなり差があったのでお尋ねします。	オ	平成18年度の県民意識調査は、第1次推進計画策定前にユニバーサルデザインに関する内容把握のためユニバーサルデザイン関係部局が単独で実施したもので、調査対象は、約3,000人でした。 一方、平成23年度から行っている「県民意識調査」は、県庁全体で「みえ県民カビジョン」に基づき調査した内容となっていますが、この調査では、ユニバーサルデザインの内容に特化してお尋ねできないため、第3次推進計画からは「e-モニター調査」を活用しています。平成29年度の「e-モニター調査」の調査対象は約1,600人でした。 調査項目は、平成18年度の調査内容を引き継ぐ形で行っています。
11	推進協議会委員 意見	第2章 I 取組の成果 1. UDの意識づくり	※ヘルプマークの注釈があるので、本文の13行目の「ヘルプマーク（※）普及の取組を開始して・・・」の部分に下線部の表記が必要ではないでしょうか。	ア	ご指摘のとおり修正します。 （ご指摘の部分は第2章I-1の部分で、注釈が3点ありますので、※1、※2、※3とします。）
12	推進協議会	第2章 I 取組の成果 1（1）と 第3章 施策体系1- 1-（1）イ 出前講座	現在の出前講座はどちらかという受身のような気がするので、子どもたちが「考えて行動する」きっかけ作りになるようなものに変えていってはどうでしょうか。 伊勢市ではUD製品のアイデアを募集しています。子どもたちが自ら考えるきっかけづくりが必要と考えます。（夏休みの宿題、自由研究）	ウ	出前講座の内容については、UD団体とも協議しながら検討したいと考えていますので、ご意見については、団体との意見交換の場などでも共有していきます。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
13	推進協議会	第2章 I取組の成果 3(4)顧客サービスの提供	取組の紹介をしている写真が2枚とも「三重県バリアフリー観光ガイド」の写真なので、1枚は違うものにしてはどうでしょうか。	ア	1枚を県が実施した「バリアフリーコンシェルジュ研修」の写真に変更しました。
14	推進協議会	第2章 I取組の成果 3(4)顧客サービスの提供	今、伊勢を案内するときに、おもてなしヘルパーとか手話でガイドをしたりなど、これまでのガイドにプラスアルファが求められており、取り組んでいます。観光ガイドと他の団体とのマッチングのような内容も追記してはどうでしょうか。	エ	「第2章I取組の成果3(4)顧客サービスの提供」には、県が実施した事業を整理して、バリアフリー観光の取組として推進計画には記載していますので、ご理解ください。 県の取組以外でも、バリアフリー観光の取組を推進していただいていることには、お礼申し上げます。 引き続き、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティ（おもてなし）に満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきますので、今後も、県の取組への参画だけでなく、さまざまな取組を推進していただき、県内のバリアフリー観光の推進に大きく寄与していただきますようお願いいたします。
15	パブリックコメント	第2章 II取組の課題 1UDの意識の啓発	ユニバーサルデザインの啓発が不十分であることなどが、おもいやり駐車場の不適正利用にあらわれているというのは本当でしょうか。駐車場を使用する人のモラルが悪いからではないでしょうか。	オ	ユニバーサルデザインの意識の浸透が十分ではないことが不適正利用につながっていると考えています。
16	推進協議会委員意見	第2章 IIIこれからの取組の視点	10～11行目の「三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催が予定されており・・・」の下線部の記述は、他ページの同様の記述では開催を決定とした表現になっているので、例えば、「開催を控え」や「開催を控えるなか」というような表現の方がよいのではないのでしょうか。	ア	国体等の開催は決定しておりますので、「開催を控えており」と表現を修正します。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
17	推進協議会委員 意見	第2章 Ⅲこれからの取組の視点 第3章 施策体系3-3-(4) バリアフリー観光の推進	<p>観光・旅行に関するユニバーサルデザインについて、北海道のあるホテルでは、次のような配慮がされていました。</p> <p>旅行者の子供たちのために、2歳児位から小学6年生くらいまで、3クラスの保育室がある。子供連れの旅行先で、親（大人）が旅を十分に楽しむために、とのホテル側の思いから、設置されたもので、この保育室は、</p> <p>①ベテランの保育士（先生）が専門についている ②ホテル内に設置されており、子供を預けるのが容易 ③保育時間は、ほぼ一日 ④保育内容は、遊戯や体操など、子供たちが興味をもつことを、主体にしている ⑤保育費用は、ホテルに宿泊していれば無料。従って、誰もが利用しやすい</p> <p>というような内容でした。さらに、夕食後には、アトラクションで「お遊戯会」があり、子供たちが保育室で覚えたダンスなどを披露するタイムまで設定されていました。</p> <p>これは、まさに「観光・旅行のユニバーサルデザイン」だと思います。三重県では、高齢者や障がい者に対する観光への取り組みは、ハード面を中心に進められていますが、それに比べて、同様の“子育て世代”への取組は、少ないのではないかと思います。</p> <p>「日本一のバリアフリー観光県」と三重県をするならば、観光事業者（宿泊施設）と行政の協創で、上記のような取り組みを進められ、「日本一のユニバーサル観光県」となることで、他県や他国の子供たちにとっても、三重県が身近な存在になるものと考えます。</p>	ウ	「バリアフリー観光」という中には、ハード、ソフト両面の取組が含まれ、高齢者や障がい者への取組は子育て中の方への取組とも重なることが多いと考えられますが、ご紹介いただいたことについては、子育て、観光の関係者にも共有します。
18	推進協議会委員 意見	第2章 Ⅲこれからの取組の視点	下から4行目の「インクルーシブ社会」注釈（用語解説）があったほうが良いと思います。	ア	注釈を追記します。
19	市町照会 津市	第2章 Ⅲこれからの取組の視点	インクルーシブ社会に注釈をつけるとより分かりやすいと思います。	ア	同上

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
20	パブリックコメント	第2章 Ⅲこれからの 取組の視点	「インクルーシブ社会」という言葉を始めて聞いた。意味が分からない。	ア	同上
21	推進協議会	第3章 Ⅱ重点項目2 施策体系2- 2-(3) イ、ウ 整備 指針	県有施設のバリアフリー調査は、単に多機能トイレの有無だけを調査しても意味がなく、それをきちんと評価するプロセスを入れたほうが良いと思います。また、調査や指針がめざすべきものも不明確なので、もう少し具体的にイメージできるように記述すべきです。	ア	調査、評価した上で、施設管理者にフィードバックすることを記載します。
22	推進協議会	第3章 Ⅱ重点項目2 施策体系2- 2-(3) イ、ウ 整備 指針	県有施設の整備の指針には、基準を設けるべきで、最低基準では意味がないと思う。	ア	整備指針には具体的な整備基準を設けることを記載します。
23	推進協議会	第3章 Ⅱ重点項目2 施策体系2- 2-(3) イ、ウ 整備 指針	屋外駐車場の屋根は必須でしょうか。屋根があると助かります。	オ	UD条例上必須ではありませんが、面積が2,000㎡以上または駐車台数が30台以上の施設の場合には、必要に応じて設置を勧めています。
24	推進協議会	第3章 Ⅱ重点項目2 施策体系2- 2-(3) イ、ウ 整備 指針	施設をよりよくするためには経済的にも難しいかもしれませんが、少しのことで、大きく改善されることがあります。(トイレの便座の位置を何パターンか用意する。鍵はサムターンではなくレバー式にする。風呂の手すりは色を変えて、区別できるようにする。など)	ウ	県有施設の整備指針策定の際などの参考とさせていただきます。
25	推進協議会委員 意見	第3章 Ⅳ施策体系	推進計画の3つの柱は、何年も変わっていない程重要で大切なのに、県民のほとんどが知らないことは課題と思います。 1. UDを知ってもらう事 2. まちづくり 3. 製品、情報、サービスを をもっと分かってもらいたい。図式など取り入れるのはどうでしょうか。また、パンフレットなども必要ではないでしょうか。	ウ	推進計画本文で説明するのは難しい部分もあるので、「啓発パンフレット」や「概要版」などでユニバーサルデザインのまちづくりの啓発を進めます。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
26	推進協議会	第3章 施策体系1-1-(1)イ 出前講座	ユニバーサルデザインについて学習すると、まちなかでの視点が変わります。考え方を商工会議所、私学関係者、幼稚園、保育園関係者など各種団体へ広めるとともに、大人向けの出前講座があってもいいと思います。	ア	施策体系1-1-(1)イの出前講座のことや大人に向けての研修の記載のところで、「あらゆる世代の」を追記し、「あらゆる世代のユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進します」と修正します。
27	推進協議会	第3章 施策体系1-1-(1)オ ヘルプマーク	啓発ポスターは余白が多くてもったいないと思います。そのままのデザインを使わなくてはいけないのでしょうか。	オ	東京都をはじめ多くの府県と同じデザインにしていますが、必ずしもこのデザインでないといけないということではありません。 ただし、全国的に使われているデザインにすることで啓発効果も大きくなると考えて使用しています。
28	推進協議会	第3章 施策体系1-1-(1)オ ヘルプマーク	外国の方などへのヘルプマークの普及について、多言語で説明を追加する必要があります。外国の方も意味を知れば、すぐに行動に移せると思います。紙媒体よりはキーパーソンを通じて広めていくほうが、普及していくと思います。	ウ	外国の方への普及については、対応を進めます。
29	推進協議会	第3章 施策体系1-2-(2)ケ 多文化共生の社会づくり	ダイバーシティの取組がはじまり、広がりがつあり、外国人観光客も増え、今後も増やそうとしています。推進計画について外国の方がどの程度知っているか、参画しているか、評価することも必要と考えます。	ウ	外国の方が、三重県のユニバーサルデザインの取組にどの程度関心があるかなどの調査をしたことはありませんが、外国の方への配慮も重要と考えて取り組んでまいります。
30	推進協議会委員 意見	第3章 施策体系1-2-(1)人 材育成	「UDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるよう・・・」とありますが、UDアドバイザーについては、県の養成講座が終了して以降、新規人材の確保や新規団体の設立の動きが鈍化しており、普及啓発に係る担い手不足が深刻化しています。各団体独自に人材確保・育成に向けた取組は行っているものの、現在アドバイザーに登録されている方は高齢化しており、早急に対応が求められることから、県による養成講座の復活も含め、これまで以上に積極的な人材育成が必要と考えます。 当該項目には【取組内容】の記述がないことから、できれば何か具体的な取組を示していただくと良いと思いますが、現行の記述のままであれば、上記の点を意見として留めていただければと思います。	エ	県が直接人材を養成する段階は終了（平成23年度まで）し、団体の取組を支援していくことが現在の県の役割と考えているため、普及啓発に係る担い手不足についても、団体による人材育成を支援していくことを考えています。県で養成講座を再度実施することは困難な状況です。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
31	市町照会 津市	第3章 施策体系1- 2-(1)人 材育成	UDアドバイザーについては、県による養成講座の復活も含め、これまで以上に積極的な人材育成が図られるよう取り組んでいただければと思います。	エ	同上
32	パブリックコ メント	第3章 施策体系1- 2-(2)エ 情報支援ボラ ンティア養成	三重とこわか国体・三重とこわか大会での手話通訳や筆談通訳は、無償ボランティアではなく、臨時嘱託や臨時非常勤の形で雇用していくべきだと拝察します。 国体のような営利イベントで公的機関が行うべきなのは、人の善意に甘えることなく、自治体が身銭を切っても、公的に支えていくことです。 今までずっと機運醸成のために税金を費やしてきた、なぜそこで人件費だけは出し惜しむのか理解に苦しみます。	オ	ご意見は関係者に共有します。
33	パブリックコ メント	第3章 施策体系1- 2-(2)キ 子育て支援	男性の育児参画の推進については、子ども・福祉部子育て支援課子育て家庭支援班が行うべき業務としてあるのですから、子ども・福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班の業務に盛り込むべきではないと拝察します。	オ	推進計画では、県のそれぞれの部局でのユニバーサルデザインの取組を併せて記載しています。
34	パブリックコ メント	第3章 施策体系1- 2-(2)ケ 多文化共生の 社会づくり	県の計画ですから行政等と述べず、国・他県・市町村と述べるべきでしょう。 国・他県・市町村、各種法人、地域住民等様々な主体、でよろしいかと拝察します。	エ	さまざまな主体と広く連携することを表現するため「行政」という言葉を使用しています。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
35	パブリックコメント	第3章 施策体系2-1-(1)、(2)	誰もが安全で円滑に、と、誰もが安全で自由に、の表記の違いはどのように違ってきますか。	オ	「円滑に」は「滞らず滑らかに移動できる」という意味で、「自由に」は「自分の意のままに移動できる」という意味であり、違いがあります。対象が道路や施設など限定される場合には、「円滑に」を使用しており、まち全体や対象を限定していない場合は、「自由に」を使用するなどしています。
36	推進協議会	第3章 施策体系2-1-(2)交通システムの整備	言葉の定義について、「進める」という表現は、県が進めるという意味で、「促進する」というのは、事業者に要請するという意味でいいのでしょうか。	ア	「進める」は県が進めることを意味しています。 「支援する」は県が補助金を出している事業を意味しています。 「促進する」は、事業者をお願いしていく部分が多い表現ですが、該当の文章を「路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入が進むよう連携して取り組みます」と修正します。
37	パブリックコメント	第3章 施策体系2-2-(1)とこわか国体・大会	この項目はまちづくりについてであるのに、三重とこわか国体・三重とこわか大会の式典会場という一過性のものが書かれています。別項目にすべきです。	エ	三重とこわか国体・三重とこわか大会には、県内外から多くの方々が訪れることから、その会場整備も含めてまちづくりであると考えています。大会の期間は限られていますが、レガシー（遺産）を未来につなげる大会と捉えており、ユニバーサルデザインのまちづくりに波及する影響も大きいことから、この項目に記載しています。
38	パブリックコメント	第3章 施策体系2-2-(3)イ	バリアフリー化でなくバリアフリー化です。	ア	ご指摘のとおり修正します
39	推進協議会委員 意見	第3章 施策体系3 指標	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の県、市町職員への意識啓発や社協などへもPRが必要と思います。色使いなどの配慮が必要なのに知らない人も多い。 また、県から出前講座を行ってほしい。（窓口の人が知らないのでは困る。） DVD資料などでわかってもらう事が一番なので必要かと思っています。	ウ	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」については、チラシなどの資料を作成し、出前講座等も実施しながら、県市町職員への周知や県民への啓発などを行っていきます。

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
40	パブリックコメント	第3章 施策体系3-2-(2)ウ 無線LAN	県の計画ですから、民設民営のものは、「拡大を図ります」ではなく、「拡大を支援します」でしょう。	エ	支援の意味を含めて「図ります」として表現しています。
41	推進協議会	第3章 施策体系3-3-(2)福祉避難所	「障がい者」には体温調節ができない人、人工呼吸器をつけた人など、医療ケアが必要な「重度障がい者」もいるのでそれを加えてはどうでしょうか。	ア	推進計画の中では、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、「さまざまな人」、「すべての人」に対応した取組を実施することを記載しており、重度障がい者等の個別の対応については、個別の計画、マニュアル等の中で検討することとします。 なお、ご意見もふまえ、「災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等に関する知識を持った人材の育成に努めます。」を加えます。
42	推進協議会	第3章 施策体系3-3-(2)福祉避難所	避難所のことが書いてあっても、避難方法の明記がない。逃げる方法を示す必要がまずあると思います。	ア	避難所に関する記述とともに「災害時にさまざまな人に対応できるよう、防災に関する知識の普及を図るとともに、避難行動要支援者への支援方法等に関する知識を持った人材の育成に努めます。」を加えます。
43	パブリックコメント	第3章 施策体系3-3-(2)福祉避難所	三重県避難所運営マニュアル策定指針は男性への配慮を欠く内容と思います。	オ	意見を関係者に共有します。
44	パブリックコメント	第4章 II-1 県民の役割	県民の役割について、行為を求める文言は肯定的な行為の推奨であるべきなので、「おもいやり駐車場の適正利用を支援し確保するため、短時間であろうと適正な駐車を行う等の行為が求められます。」という文章にすべきではないでしょうか。	ア	ご意見をふまえ、「ヘルプマークを持った方を見かけたら積極的に声を掛けるなどおもいやりのある行動が求められます」と修正します。
45	推進協議会	第4章 II-5 事業者の役割	事業者の障がい者雇用について触れなくてもよいでしょうか。	イ	雇用促進については、施策体系1-2-(2)アに記載がありますので、こちらに基づき取組を進めます。
46	推進協議会	第4章 II-5 事業者の役割	障がい者雇用について、法的に対象とならない100人未満の事業所でも雇用する取組をしてほしい。	イ	同上

番号	意見が出された所	該当箇所	意見等の概要	反映状況	対応
47	パブリックコメント	第4章 Ⅲ-2 社協との連携、3市町教育委員会等との連携	県の社協との連携は書いてありますが、県教委との連携については等に含まれてしまっています。	オ	県教育委員会はこの計画の主体としており、連携を図るという位置づけとは考えていませんのでご理解ください。
48	推進協議会	第4章 Ⅲ-2 社協との連携	社会福祉協議会との連携について、どのようなイメージか。	オ	現在、学校出前授業の実施やアドバイザー養成を行う際等には協力して実施しており、継続した連携を図っていきたいと考えています。
49	パブリックコメント	第4章 Ⅴ計画の見直し	「必要があれば」ではなく、「必要に応じて」見直しを行ってください。すぐ必要というわけではないけれどもあったほうが良いものを、適宜追加しやすい計画のほうが好ましいです。	ア	必要な時に、できるだけすみやかに見直しを行うこととして「必要に応じて見直しを行います」に表現を修正します。
50	推進協議会委員意見	その他まちづくりについて	都市計画のゾーニングから毎年積み上げてこそユニバーサルデザインのまちづくりがあると思います。ユニバーサルデザインの積み上げるべき未来像が県民に、はっきり見えていないので見える化する必要があると考えます。	オ	市町には、市町が主体となりそれぞれのまちの将来を描いた都市計画のマスタープランがあります。ユニバーサルデザインをその計画に盛り込むかどうかは各市町の判断になります。 また、今年度「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、市町がバリアフリーに関するマスタープランを作成できるようになりましたので、これを機に取組が広がることを期待します。

3 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年9月14日～平成30年11月20日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成30年9月18日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他11名
4 諮問事項	1 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 (2019-2022) 中間案について 2 ヘルプマークの普及について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年9月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置の審議を行った。 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成30年10月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年10月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	平成30年10月24日
3 委員	部会長 田口 鉄久 委員 服部 高明 他2名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	申請のあった11件について説明を行い、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成30年11月5日
3 委員	部会長 岡村 裕 委員 速水 正美 他4名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親8件、養子縁組里親2件、親族里親3件が里親として認定された。
6 備考	